

第8次高齢者保健福祉計画及び 第7期介護保険事業計画の実績

平成30年度～令和2年度の実績

施策の体系

基本理念

しっかりと支え合う地域社会の実現

～ぬくもりある地域包括ケアの確立～

基本方針

高齢者の誰もが、いつまでも元気で、いきいきと安心して自分らしく白鷹町で過ごすことができるよう、健康づくりと生きがいづくりを支援します。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を確立し、地域の実情に応じて深化・推進していきます。

さらに、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、認知症ケアパスを普及し、認知症への理解を深めながら、早期診断、早期対応による適切な支援・対応を実施する体制を推進します。

地域において、安心して生活ができるよう、多様な職種や関係機関との連携強化による地域包括ネットワークを構築し、地域共生社会の実現に向けて、協力して、見守り、支え合いを広げます。

施策の体系

- | | |
|------------|---------------------|
| ○健康寿命の延伸 | ○介護・介護予防サービスの充実、適正化 |
| ○地域包括ケアの推進 | ○高齢者向けの住まい |
| ○認知症施策の推進 | ○地域での見守りと災害対応 |

施策の実績

平成30年度から令和2年度までに実施した介護保険等高齢者支援事業の実績です。なお、令和2年度の値については上半期の実績をふまえた見込値を記載しています。

○健康づくり事業の主な実績

事業名等		平成30年度	令和元年度	令和2年度		
健康 診 査	後期高齢者健診	受診者数(人)	536	516	500	
	特定健康診査	受診者数(人)	1,425	1,365	1,300	
	特定保健指導	受診者数(人)	54	53	50	
	がん 検 診	胃がん検診	受診者数(人)	731	709	700
		大腸がん検診	受診者数(人)	1,315	1,333	1,300
		子宮がん検診	受診者数(人)	474	426	450
		乳がん検診	受診者数(人)	507	494	500
		肺がん検診	受診者数(人)	1,572	1,541	1,500
人間ドック		受診者数(人)	1,032	950	900	
教育 健康	健診結果説明会	参加者数(人)	218	200	中止	
	血管いきいき教室	参加者数(人)	24	19	中止	
接種 予防	高齢者インフルエンザワクチン	接種者数	2,470	2,562	3,200	
	高齢者肺炎球菌ワクチン	接種者数	345	174	324	
づくり 心の 健康	ふれあい訪問	訪問のべ人数(人)	184	117	50	
	こころの健康相談	来所相談者数(人)	49	42	45	
	こころのサポーター養成	研修参加者数(人)	79	110	100	
歯周疾患検診		受診者数(人)	21	22	30	

○介護予防事業の主な実績

事業名等		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問型サービス（従前相当）	延参加人数（人）	212	235	188
訪問型サービスA	登録人数（人）	8	2	2
	利用時間	613H	303H	210H
通所型サービス（従前相当）	延参加人数（人）	959	956	817
通所型サービスA（八乙女げんき塾）	延参加人数（人）	3,390	2,994	1,350
通所型サービスA（元気パワーアップクラブ）	延参加人数（人）	1,688	1,291	522
通所型サービスB（つどいの場 にじ）	開設か所	1	1	1
一般介護予防事業（元気わくわく教室事業）	延参加人数（人）	3,184	2,850	2,430
一般介護予防事業（元気ワンダフル教室）	延参加人数（人）	976	839	360
ふれあいいいききサロン活動支援	開設か所	32	32	31
パレス松風健康づくりサロン	延参加人数（人）	306	307	150
高齢者元気クラブサロン	開設か所	4	3	0

※訪問型サービスA以外、新型コロナウイルス感染症予防により令和元年度3月、令和2年度4、5、3年1月事業中止
 ※一般介護予防事業（元気わくわく教室以外）は令和2年度6月以降は隔週での開催

○包括的支援事業・任意事業の主な実績

事業名等		平成30年度	令和元年度	令和2年度
実態把握事業（おたっしや訪問）	訪問人数（人）	217	201	250
認知症初期集中支援事業 物忘れ相談事業	訪問延件数（件）	136	140	130
	参加人数（人）	12	11	10
認知症カフェ実施事業（のどかカフェ）	実施か所	1	1	1
地域ケア会議推進事業	開催回数	12	11	10
家族介護教室事業	参加人数（人）	42	33	
家族介護者交流事業	参加人数（人）	日帰り14	日帰り6 宿泊7	別案で実施
福祉用具・住宅改修支援事業	件数（件）	6	4	4
認知症サポーター等養成事業	受講人数（人）	251	284	218
地域生活あんしんネットワーク事業	設置件数（件）	18	17	17

※地域ケア会議推進事業について、令和元年度3月は新型コロナウイルス感染症予防の為中止、令和2年度は4、5月中止

○相談、介護予防プランの事業実績

事業名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談事業	延人数（人）	3,306	3,515	3,900
介護予防プラン作成	延件数（件）	1,670	1,678	1,554

○市町村特別給付費の事業実績

事業名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
おむつ支給	延配布世帯数（世帯）	1,013	952	980
	事業費（千円）	3,403	3,151	3,400

○地域支援事業費の状況

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
計画値	70,644	70,416	70,566	211,626
実績	63,140	72,779	77,781	213,700
達成率	89.4%	103.4%	110.2%	101.0%
実績の伸び率		115.3%	106.9%	

○要介護認定者数の状況

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
計画値	954	966	980	2,900
実績	941	936	889	2,766
達成率	98.6%	96.9%	90.7%	98.6%
実績の伸び率		99.5%	95.0%	

○居宅サービスの実績

サービス名		介護給付サービス			介護予防給付サービス		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問介護	(回/年)	11,416	11,993	7,860			
訪問入浴介護	(回/年)	144	60	48	0	0	0
訪問看護	(回/年)	3,352	2,390	1,440	207	204	48
訪問リハビリ	(回/年)	0	34	324	0	20	60
居宅療養管理指導	(人/年)	1,008	984	936	96	120	96
通所介護	(回/年)	18,036	17,256	14,292			
通所リハビリテーション	(回/年)	8,987	8,016	8,148	2,376	2,396	2,376
短期入所生活介護	(日/年)	17,549	15,886	12,288	286	282	144
短期入所療養介護（老健）	(日/年)	1,264	1,352	1,464	60	160	48
短期入所療養介護（療養型医療施設）	(日/年)	107	120	60	0	0	0
特定施設入居者生活介護	(人/年)	48	48	204	36	36	24
福祉用具貸与	(人/年)	2,628	2,412	2,256	660	576	552
居宅介護福祉用具購入費	(人/年)	48	48	48	12	12	12
居宅介護住宅改修費	(人/年)	24	24	24	12	12	12
居宅介護支援	(人/年)	4,908	4,620	4,188	960	936	876

○施設サービスの実績

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護老人福祉施設	人/年	1,392	1,440	1,524
	人/月	116	120	127
介護老人保健施設	人/年	1,140	1,188	1,008
	人/月	95	99	84
介護療養型医療施設	人/年	48	48	84
	人/月	4	4	7

○地域密着型サービスの実績

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	12	12	24
地域密着型介護老人福祉施設	人/年	360	360	348
地域密着型通所介護	回/年	3,712	3,524	3,780
小規模多機能型居宅介護	人/年	0	12	12
認知症対応型共同生活介護	人/年	0	12	12

○標準給付費の実績

(単位:円)

標準給付費	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
総給付費 (A)	1,326,835,501	1,320,554,508	1,324,001,316	3,971,391,325
特定入所者介護サービス費等給付額 (B)	91,721,960	90,167,348	104,813,592	286,702,900
高額介護サービス費等給付額 (C)	27,053,138	26,216,225	29,517,818	82,787,181
高額医療合算介護サービス費等給付額 (D)	3,526,084	3,172,477	4,668,707	11,367,268
算定対象審査支払手数料 (E)	1,492,455	1,489,102	1,299,173	4,280,730
標準給付費合計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)= (F)	1,450,629,138	1,441,599,660	1,464,300,606	4,356,529,404

○標準給付費の状況

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
計画値	1,444,008	1,472,406	1,529,417	4,445,831
実績	1,450,629	1,441,600	1,464,301	4,356,530
達成率	100.5%	97.9%	95.7%	98.0%
実績の伸び率		99.4%	101.6%	

○介護サービスの総給付費の実績

(単位：円)

サービス項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護サービス費用	(1) 居宅サービス	475,071,097	435,617,151	415,744,234
	訪問介護	30,338,637	31,778,085	30,245,476
	訪問入浴介護	1,685,026	729,058	600,261
	訪問看護	20,917,642	15,899,093	8,908,698
	訪問リハビリテーション	0	113,778	1,996,608
	居宅療養管理指導	4,961,312	4,934,127	4,593,814
	通所介護	148,824,140	140,189,786	125,117,529
	通所リハビリテーション	76,589,183	68,832,546	71,046,568
	短期入所生活介護	135,198,222	120,637,587	96,613,784
	短期入所療養介護	12,925,266	13,974,501	16,961,287
	特定施設入居者生活介護	8,784,100	7,947,027	30,482,883
	福祉用具貸与	33,515,486	29,452,559	28,004,571
	特定福祉用具購入費	1,332,083	1,129,004	1,172,755
	(2) 地域密着型サービス	121,706,973	126,238,344	131,220,597
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,221,830	1,744,182	1,992,654
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	26,487,182	25,064,340	27,425,481
	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	619,938	2,934,648	2,964,384
	認知症対応型共同生活介護	638,181	3,241,449	4,272,408
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	91,739,842	93,253,725	94,565,670
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
(3) 住宅改修	2,083,536	2,694,773	2,778,129	
(4) 居宅介護支援	73,441,486	65,748,648	57,220,704	
(5) 介護保険施設サービス	625,992,455	660,745,636	690,341,692	
介護老人福祉施設	338,286,556	349,327,626	407,964,767	
介護老人保健施設	275,094,226	295,048,855	257,649,197	
介護療養型医療施設	12,611,673	16,369,155	24,727,728	
介護サービス費用(小計)→(I)	1,298,295,547	1,291,044,552	1,297,305,356	
介護予防サービス費用	(1) 居宅サービス	22,480,847	24,365,251	21,491,994
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	1,446,966	1,417,959	276,119
	介護予防訪問リハビリテーション	0	69,948	333,242
	介護予防居宅療養管理指導	518,865	603,224	469,621
	介護予防通所リハビリテーション	12,867,748	13,535,981	13,677,045
	介護予防短期入所生活介護	1,737,632	1,713,537	912,965
	介護予防短期入所療養介護	424,017	1,233,765	573,188
	介護予防特定施設入居者生活介護	2,321,730	2,490,849	1,703,456
	介護予防福祉用具貸与	2,813,568	3,144,141	3,226,050
	介護予防福祉用具購入費	350,321	155,847	320,308
	(2) 地域密着型サービス	0	0	0
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	
(3) 介護予防住宅改修	1,767,207	1,003,835	1,204,856	
(4) 介護予防支援	4,291,900	4,140,870	3,999,110	
介護予防サービス費用(小計)→(II)	28,539,954	29,509,956	26,695,960	
総給付費 (I) + (II) (A)	1,326,835,501	1,320,554,508	1,324,001,316	

資料

町内サービス事業所一覧 (サービスごと・50音順)

事業所名	住 所	電話番号 FAX番号
居 宅 介 護 支 援		
ウェルリンク白鷹	十王 4615	87-0690 87-0690
(株)サン十字居宅介護支援サービスしらたか	鮎貝 7491	85-9050 87-0482
指定居宅介護支援事業所ひのき	菫蒲 104-1	87-0073 87-0074
白鷹町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	荒砥甲 488	86-0150 86-0155
白光園指定居宅介護支援事業所	荒砥甲 377	85-6666 85-6667
みゆき指定居宅介護支援事業所	十王 5087-1	85-5536 85-1158
介 護 予 防 居 宅 介 護 支 援		
白鷹町地域包括支援センター	荒砥甲 488	86-0112 86-0115
福 祉 用 具 貸 与 ・ 特 定 福 祉 用 具 販 売		
ヘルズ	荒砥乙 734-13	86-0350 86-0351
居 宅 療 養 管 理 指 導		
あらと調剤薬局	荒砥甲 1057-6	86-0066 86-0067
五十嵐歯科医院	荒砥甲 955	85-2075 85-2095
岩崎歯科医院	荒砥乙 965	85-2003 85-2099
大森医院	荒砥乙 3282	85-3636 85-3636
佐藤歯科医院	荒砥乙 1018	85-2422 85-2467
しらたか調剤薬局	荒砥甲 624-2	86-0033 86-0032
白鷹町立病院	荒砥甲 501	85-2155 85-2274
十王調剤薬局	十王 5059-16	87-2289 87-2293
多田医院	荒砥甲 1055	85-2007 85-6583
新野医院	鮎貝 1077	85-2263 85-2216
横沢医院	横田尻 5379-1	87-2207 87-2221
訪 問 介 護		
白鷹町社会福祉協議会訪問介護事業所	荒砥甲 488	86-0150 86-0155
訪 問 看 護		
白鷹町立病院訪問看護室	荒砥甲 501	86-0123 86-0125

事業所名		住所	電話番号 FAX番号
訪問リハビリテーション			
白鷹町立病院		荒砥甲501	85-2155 85-2274
介護老人保健施設白鷹あゆみの園		十王5087-1	85-5678 85-6888
通所介護			
白鷹介護サービスセンターふれあいの里		畔藤5049	85-3332 85-3517
白光園デイサービスセンター		荒砥甲377	85-0033 85-0050
はっぴーデイサービスセンター		山口526-1	87-2010 87-2011
通所リハビリ			
介護老人保健施設白鷹あゆみの園		十王5087-1	85-5678 85-6888
みゆき通所リハビリテーション		十王5059-13	85-5533 85-1158
短期入所生活介護			
白鷹介護サービスセンターふれあいの里	28床	畔藤5049	85-3332 85-3517
特別養護老人ホーム白光園	20床	鮎貝108	85-1511 85-1513
特別養護老人ホーム マイスカイ中山	11床	中山2760	85-6636 85-6637
短期入所療養介護			
介護老人保健施設白鷹あゆみの園		十王5087-1	85-5678 85-6888
介護老人福祉施設			
特別養護老人ホーム 白光園	120床	鮎貝108	85-1511 85-1513
介護老人保健施設			
介護老人保健施設白鷹あゆみの園	100床	十王5087-1	85-5678 85-6888

地域密着型サービス事業所			
地域密着型通所介護			
リハビリデイサービスすがい		荒砥甲726-3	87-0883 87-0883
小規模多機能型居宅介護（令和3年中に開設予定）			
ケアセンターとこしえ鮎貝		鮎貝1141-1	85-6177 85-6178
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
特別養護老人ホーム マイスカイ中山	29床	中山2760	85-6636 85-6637

用語解説(50音順)

あ行

アセスメント

事前評価、初期評価のことです。必要な援助の見通しを立てるため、介護サービス、福祉サービスの利用者の身体機能や直面している問題を事前に把握・評価するものです。

ADL

ADL（日常生活動作）とは、ADLのAはアクティビティ（動作）、DLはデイリーリビング（日常生活）を指します。日常生活を送るために最低限必要な日常的な動作で、「起居動作・移乗・移動・食事・更衣・排泄・入浴・整容」動作のことです。高齢者や障害者の方の身体能力や日常生活レベルを図るための重要な指標として用いられています。

か行

介護給付費準備基金

保険財政の「黒字」分として町の「介護給付費準備基金」に積み立てられたもので、積み立てられた基金を次期の保険料算定の際に繰り入れることで、保険料を低く設定することができます。

介護保険事業計画

介護保険事業の円滑な推進に向けて、各年度におけるサービス種類ごとの利用量の見込みや事業費などを定める計画です。

介護保険制度

平成9年成立の介護保険法に基づき、平成12年4月に施行されました。保険者は市町村および特別区であり、被保険者は、第1号被保険者が市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方、第2号被保険者が市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。介護サービスはこの保険料や公的資金を財源として提供されます。

介護保険法

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援・要介護状態となった方がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスの提供を行うため、国民の協同連帯の理念に基づき、平成9年に制定されました。

介護予防

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うことです。

介護予防ケアプラン

介護予防のための介護援助計画（ケアプラン）です。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法第115条の45条第1項に規定された事業で、第8期介護保険事業計画期間で実施する事業となっています。市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支えあいの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。

グループホーム

認知症のお年寄りが家庭的な雰囲気の中で少人数で共同生活を送ることにより、認知症の症状の進行を緩和させ、よりよい日常生活を送ることができるよう支援する介護サービスです。

ケアハウス

老人福祉法に基づく居住施設です。60歳以上の一人暮らしなどの高齢者が自立した生活を維持できるように配慮されたケアサービス付きの施設をいいます。

ケアプラン

介護保険において要介護と認められた要介護者に対し作成される援助計画で、介護サービス計画とも言います。居宅や施設における介護計画の作成及びこれに伴うサービスの連絡・調整と管理を行います。

ケアマネジメント

生活のさまざまな面で援助を必要とする利用者に対し、一人一人のニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源（保険・医療・福祉サービス）を最大限に活用して組み合わせ、調整することです。

ケアマネジャー

介護が必要な方が適切なサービスを利用できるように支援する専門職です。利用者やその家族の相談に応じたり、市町村や居宅サービス事業所、介護保健施設などと連絡・調整、ケアプランを作成したりなどを行います。

健康寿命

「あと何年自立して健康に暮らせるか」を表わすもので、心身ともに自立した活動的な状

態で生活できる期間のことです。

健康づくり推進員協議会

生活習慣病予防や健康増進に関する基礎知識を習得し、地域の中で健康づくり推進のための母体となるボランティア団体です。地区活動として、減塩活動の推進や健康づくり教室を開催しています。

言語聴覚士

STとも言い、ことばによるコミュニケーションに問題がある方に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職です。また、摂食・嚥下の問題にも専門的に対応します。ことばによるコミュニケーションの問題の本質や発言メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行います。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明することをいいます。

コア会議

虐待の相談、通報・届出があった場合に、緊急性の判断、今後の支援方針を決定するため行政、地域包括支援センター合同で開催する会議のことをいいます。

高額介護サービス費

介護サービスを利用した場合の利用者負担が著しく高額とならないように、世帯や個人の負担額が一定の上限を超えた場合に払い戻しされる費用です。支給を受けるためには、申請書の提出が必要です。

高額医療合算介護サービス費

高額介護サービス費と同様に、介護保険と医療保険の利用者負担額が一定の上限を超えた場合に払い戻しされる費用です。支給を受けるためには、申請書の提出が必要です。

後期高齢者

75歳以上の高齢者のことをいいます。

後見人

認知症などによって様々な生活上の判断が出来なくなった時に、本人に代わって財産管理などの法律行為や身上監護（入院・介護や福祉サービス等の利用、施設への入所など生活について配慮すること）などを行います。

高齢者虐待防止法

「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、平成18年4月1日から施行されました。高齢者虐待防止法では、養護者による高齢者虐待、及び養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義されています。高齢者虐待は、1 身体的虐待、2 介護・世話の放棄、3 心理的虐待、4 性的虐待、5 経済的虐待の行為とされています。

高齢者保健福祉計画

保健サービスや生活支援サービスなど、高齢者の生活全般に関わる施策を総合的に定める計画です。

さ行

サービス担当者会議

サービスを提供する事業所が集まり、本人、家族とケアプラン（介護予防プラン）について話し合う会議です。

サービス調整会議

サービス事業所とケアマネジャーが、利用者のサービス利用の調整や情報交換を行う会議です。

作業療法士

OTとも言い、身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者の社会復帰能力の回復をはかる専門職です。日常生活動作（ADL）や絵画、手工芸、園芸などを通じて訓練や治療・指導を行います。

社会福祉士

心身の障がい又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導を行います。

主任ケアマネジャー

ケアマネジャーのリーダーです。

小規模多機能型居宅介護

利用者のニーズに合わせたサービスを行う拠点です。デイサービスを中心とし、利用者の必要性に応じてデイサービスの時間を延長したり、家庭を訪問してホームヘルプサービスを行ったり、またショートステイも行うことができます。

住所地特例

介護保険や国民健康保険において、介護保険施設や特定施設（〔介護予防〕特定施設入居者生活介護）、病院等に入所（入院）することにより、当該施設所在地に住所を変更したと認められる被保険者については、住所変更以前の住所地市区町村の被保険者とする特例措置です。

生活機能

人が生きていくために必要な機能。本人の状態、特に健康状態を把握（アセスメント）するために使うものです。「健康状態」の把握は、身体の機能（例えば視力の低下）や構造（水晶体の障がい）だけから判断するのではなく、本人の行動（家事はどのくらいできるのか、やっているのか）や社会参加（地域との関わりはどうか）なども加わります。

生活習慣病

食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その疾患の発症・進行に関与する病気(疾患群)のことです。健康的な生活習慣を送ることで、その予防を図ることが求められています。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないために、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）に関する契約などの法律行為を自分で行う事が困難な方を保護、支援する制度です。

前期高齢者

65歳以上75歳未満の高齢者のことをいいます。

措置

社会福祉事業における福祉に関する措置制度のことで、措置権者(行政)がその公的責任において、ニーズの判定、サービス提供内容、費用負担等を決定して、社会福祉サービスの利用者に給付する行為(行政処分)を指しています。介護保険制度では、原則として、サービス利用者(被保険者)とサービス事業者の関係は契約に基づくこととなりますが、一部に要介護認定の申請・契約利用等が困難な方などに対する行政機関による措置の方法が残されています。

た行

第1号被保険者

介護保険加入者の65歳以上の方です。介護が必要となった原因にかかわらず、保険給付が受けられます。

第2号被保険者

住所地のある市町村の40歳から64歳までで、医療保険に加入している方です。特定疾病により支援や介護が必要な状態になったとき、介護保険の給付が受けられます。

地域ケア会議

地域包括ケアシステム構築するために開催する、保健・福祉・医療・介護・地域等の関係機関、多職種で開催する会議で、個別ケア会議、地区別ケア会議、事業所ケア会議、代表者ケア会議で構成する会議です。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や協働意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会です。

地域支援事業

地域の虚弱高齢者や要介護者の家族などを対象に地域包括支援センターが中心となって実施する事業です。介護予防サービスのほかに、高齢者の虐待防止や権利擁護などの相談事業、介護にあたる家族の支援などを行います。

地域包括支援センター

①介護予防マネジメント、②総合相談・支援、③権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメントを担い、地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、市町村などが設置します。

地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、原則市町村で定められた日常生活圏域内でのみ受けられるサービスです。このサービスは市町村（保険者）が事業者指定を行い、原則として、当該市町村の被保険者のみが介護保険給付の対象となります。

超高齢社会

今後到来が予想される高齢化率の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼びます。特に明確な定義はありませんが、一般的に、高齢化社会は高齢化率7%～14%、高齢社会は同14%～21%、超高齢社会は同21%～とされています。

調整交付金

第1号被保険者の総数に対する後期高齢者の割合や、所得段階別第1号被保険者の分布状況を全国と比較し、市町村格差による介護保険財政の不均衡を是正するため、交付されるものです。

特定入所者介護サービス費（介護保険負担限度額認定証の交付）

施設に入所した場合の食費・居住費（滞在費）は保険給付の対象外ですが、所得の低い方は過重な負担にならないよう所得に応じた負担をいただき、居住費・食費（滞在費）の基準費用額から利用者の負担限度額を差し引いた費用が介護保険で給付されます。利用には毎年の申請が必要になります。

な行

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

認知症

加齢、脳血管疾患など後天的な脳の器質的障がいが原因で、一度獲得された知能が進行的に低下する状態をいいます。

認知症ケアパス

認知症の状況に応じ適切な医療や介護サービスなどの提供の流れをいいます。

ネットワーク

様々な社会資源との連携をいいます。

は行

福祉サービス利用援助事業

認知症等の高齢者など、判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うことで、自立した地域生活が送れるように支援する事業です。

や行

有料老人ホーム

生活サービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉法第 29 条に規定された高齢者向けの生活施設です。施設により、年齢や要介護度等の入所要件が異なります。

「介護付き有料老人ホーム」は、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設に入所し、施設内で生活介助やアクティビティを受けて生活するものです。

「住宅型有料老人ホーム」は、施設内で日常生活の介助を受けながら外部の介護サービスを利用し生活するものです。

要介護度

介護サービスの利用を希望する方が、介護保険の対象となるかどうか、またどのくらいの介護を必要とするかを介護保険認定審査会が公平に判定した程度です。「要支援 1」、「要支援 2」、「要介護 1」、「要介護 2」、「要介護 3」、「要介護 4」、「要介護 5」の 7 段階です。

要介護認定者

介護保険制度によるサービスを受けるため、調査の結果と主治医の意見書を合わせて、医療や保健・福祉の専門家が構成する「介護認定審査会」において、「要支援」または「要介護」の状態であることの認定を受けた方をいいます。

養護者

高齢者虐待防止法での養護者とは、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人などをいいます。

養護老人ホーム

65 歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な方を、町が措置する老人福祉施設です。

ら行

理学療法士

PTとも言い、身体に障がいのある方に対し、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることにより基本動作能力を回復させることを認められた医学的リハビリテーション技術者です。

白鷹町第9次高齢者保健福祉計画

第8期介護保険事業計画

令和3年度～5年度

発行日 令和3年3月

発行 白鷹町（事務局 健康福祉課）

〒992-0831

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲488

TEL:0238-86-0213